

## 経営事項審査制度の改正 ⑫ 経理処理の適正を確認した旨の書類(その7)

### はじめに

新しい年を迎えました。厳しい経済環境が続くものと予想されますが、皆様、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

今月は、「経理処理の適正を確認した旨の書類」(以下、「チェックリスト」と記します。)の解説の7回目です。いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

### 2. 確認項目の内容(つづき)

#### 2-12 未成工事受入金

- ・ 引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

上記のうち、ただし書きは、意味が分かりにくいかもしれませんが、要は、未完成工事に係る受入金から、進行基準に基づく売上高を控除した残額が未成工事受入金になるということです。

未成工事受入金については、上記のほか、工事に係る前受金であり、兼業事業に係る前受金と厳密に区別する必要があることを付け加えたいと思います。

#### 2-13 退職給付債務・退職給付引当金

- ・ 確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
- ・ 中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。

確定給付型退職給付制度を採用している場合には、原則的には「退職給付に係る会計基準」に基づき、退職給付債務を認識する必要がありますが、中小企業者の場合には、簡便的方法である、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用することができるかとされています。

また、いわゆる中退共などのように、拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度を採用している場合については、上記のとおり、掛金を費用処理すればよいこととなっています。

#### 2-14 その他の引当金

- ・ 将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
- ・ 役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
- ・ 損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき、工事損失引当金を計上している。
- ・ 引渡を完了した工事につき、瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。

チェックリストでは、「引当金」と「その他引当金」の2項目が記載されていますが、確認項目としては、まったく同じものが記載されていますので、おそらく、「二重計上」されたものと思われる。

確認項目の1番目は、「引当金」の定義そのものです。すなわち、①将来の特定の費用又は損失であって、②発生が当期以前の事象に起因しており、③発生の可能性が高く、④金額を合理的に見積ることができるものについて、引当金を計上しなければなりません。

引当金の中には、税務上損金算入が認められる貸倒引当金や返品調整引当金のほか、損金算入が認められない、賞与引当金、退職給付引当金、役員賞与引当金、役員退職慰労引当金、工事補償引当金等々がありますが、税務上の取扱い如何に係らず、上記4つの要件を満たすものはすべて引当金を計上する必要がありますので、留意してください。

2項目目の役員賞与引当金は、会社法施行前は、利益処分項目とされていた役員賞与について、会社法施行後は、販売費及び一般管理費の区分で費用処理をすることになったことに伴ない、新たに役員賞与引当金を計上する余地が発生したため、注意的に記載されたものと思われる。

3項目目の工事損失引当金、4項目目の完成工事補償引当金は、建設業者に特有の勘定科目であるため、特に記載したものと思われる。いずれも、上記引当金の4要件を満たすものです。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)